

裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事件の表示	平成20年(才)第3号 平成20年(受)第3号
決定日	平成20年3月7日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	中 川 了 滋 津 野 修 今 井 功 古 田 佑 紀
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成19年(ネ)第522号(平成19年9月19日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

- 1 上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
- 2 上告受理申立てについて
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年3月7日
最高裁判所第二小法廷
裁判所書記官 本 郷 光 彦 印

これは正本である。
同日同庁
裁判所書記官 本郷光彦



当事者目録

上告人兼申立人	大草一男	
上告人兼申立人	妙草觀	
同代表者	大草一真	ほか
上記兩名訴訟代理人	大島邊本	夫行
被告兼相手方	渡宮	社
同訴訟代理人	株式会社第三	文明
被告兼相手方	大島光	明
同代表者	大松村	晃
同訴訟代理人	Y	ほか
被告兼相手方	創正	学正
被告兼相手方	創正	富
同訴訟代理人	新株	報
被告兼相手方	株式	恩
同代表者	北	典
同訴訟代理人	今	三
		ほか